（前のページより続き）

労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）
中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（同）
国家試験
平成二十四年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）

〔公　告〕

諸事項
官庁
公認会計士懲戒処分、外国監査法人等、土地家屋調査士懲戒処分、買収前の所有者等への売払い関係
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第六十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項の規定に基づき、電気通信番号規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二日

総務大臣　川端　達夫

電気通信番号規則の一部を改正する省令

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「法第33条第２項に規定する第一種指定電気通信設備（注１）」を「直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。５の項要件欄８を除き、以下同じ。）の網を介して第一種指定電気通信設備（法第33条第２項に規定する第一種指定電気通信設備をいい、アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。以下同じ。）」に改め、同表の二の項中「法第33条第２項に規定する」を「直接又は他の電気通信事業者の網を介して」に改め、同表の三の項中「（注２）」を「（注１）」に改め、同表の五の項中「（注３）」を「（注２）」に、「（注４）」を「（注３）」に、「法第33条第２項に規定する」を「直接又は他の電気通信事業者の電気通信回線設備について、第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して」に改め、同表の六の項中「法第33条第２項に規定する」を「直接又は他の電気通信事業者の網を介して」に改め、同表の七の項中「法第33条第２項に規定する」を「直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第９条第１項第３号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して」に改め、同表の八の項中「法第33条第２項に規定する」を「直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第９条第１項第４号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して」に改め、同表の九の項中「法第33条第２項に規定する」を「直接又は他の電気通信事業者の網を介して」に改め、同表の十一の項中「（一の者に限る。）」及び「法第33条第２項に規定する」を削り、同表の十二の項中「（一の者に限る。）」及び「法第33条第２項に規定する」を削り、「（注５）」を「（注４）」に改め、同表の十三の項中「法第33条第２項に規定する」を「直接又は他の電気通信事業者の網を介して」に改め、同表中注１を削り、注２を注１とし、注３から注５までを一ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項及び第五十六条第一項の規定に基づき、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十七条第一項及び第二項」の下に「、第二十七条の二」を加え、同条第三項中「電気鉄道用変電所については、」の下に「第二十七条の二第二項及び」を加える。

第五十二条第四項中「サードレール方式」を「サードレール式」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

○国土交通省令第六十九号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第一条、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条及び第三十一条並びに鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定に基づき、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令

（鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部改正）

第一条　鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条・」を「第五十一条の二―」に改める。

第四十八条中「配電線」の下に「（第五十一条の二第一項において「電車線等」という。）」を加える。

第五十条の見出し中「電気機器、配電盤等」を「電気機器等設備」に改め、同条中「設備」の下に「（第五十一条の二第一項において「電気機器等設備」という。）」を加える。

第六章第四節中第五十二条の前に次の一条を加える。

（電磁誘導作用による人の健康に及ぼす影響の防止）

第五十一条の二　電車線等及び帰線並びに電気機器等設備（発電機を除く。）を変電所等以外の場所に施設する場合は、通常の使用状態において、当該設備から発生する商用周波数の磁界による電磁誘導作用により、当該変電所等の付近において、人の健康に影響を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

2　変電所等は、通常の使用状態において、当該変電所等から発生する商用周波数の磁界による電磁誘導作用により、当該変電所等の付近において、人の健康に影響を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

（軌道建設規程の一部改正）

第二条　軌道建設規程（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「在リテハ第三十三条各項」の下に「（鉄道技術基準省令第五十一条の二ノ準用ニ係ル部分ヲ除ク）」を加える。

（無軌条電車建設規則の一部改正）

第三条　無軌条電車建設規則（昭和二十五年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十一条」に改める。

附則第二項中「、第六十条」の下に「（鉄道に関する技術上の基準を定める省令第五十一条の二の準用に係る部分を除く。）」を加える。